原発のない安全な北海道に
HAIRO ニュース

2022.7.11　No.42
発行　泊原発の廃炉をめざす会

〒060-0808
札幌市北区北8条西6丁目2-23-806
TEL 011-594-8454
FAX 011-594-8455
URL https://tomari816.com
E-mail info@tomari816.com
郵便振替口座　02790-1-100850

第39回法廷だより

泊原発廃炉訴訟 原子炉の運転差し止め認める

2022年5月31日午後3時より札幌地裁で、判決言渡期日が開かれました。コロナウィルス対策の一環で空席を確保しなければならないため、傍聴者は20名余りでした。期日では、裁判長から原子炉運転の差止めを認める一部勝訴判決が言い渡されました。詳細は以下のとおりです。

1 被告は、「別紙2」一部認容当事者目録記載の原告ら（一部認容原告ら泊発電所から半径30ｋｍ以内に居住する原告ら44名）との関係で、「別紙3」原子炉目録記載の原子炉1号機ないし3号機を運転してはならない。

2 一部認容原告らのその余の請求及び一部認容原告ら以外の原告らの請求をいずれも棄却する。

原告の請求内容のうち、原子炉建屋内の使用済み核燃料の撤去請求と廃炉請求については棄却されてしまったものの、1号機から3号機の運転の差止めを認める判決が下されました。後述しますが、判決では使用済み核燃料の危険性を認めつつ、津波に関する安全基準を満たしていないことを理由に人格権侵害の具体的危険が存することを肯定しており、画期的な判決といえます。廃炉を実現する上でも大きな一歩となりました。

判決内容

判決では、提訴から10年以上経過してもなお、被告が原発の安全性に関して主張立証を終える見通しが立たず、他方で原告が主張立証を尽くしていたという審理経過に鑑み、審理を継続することが相当でないとして、判決に至った旨明示しています。

そのうえで、福島原発事故における緊急時避難準備区域が原発から半径30ｋｍ以内であることを参考に、泊発電所から半径30ｋｍ以内に居住する住民について、放射性物質による生命・身体の侵害のおそれがあることを認めつつ、既存の防潮堤について、地盤の液状化等のおそれがないことについて被告が相当な資料による説明をしていない。

口頭弁論終結時において、設置許可基準規則の定める津波に対する安全性の基準を満たさず、安全性を欠いていることから、敷地内断層や海底活断層をはじめとする他の争点について判断するまでもなく、周辺住民の人格権を侵害するおそれを有することを認め、原子炉の運転の差止めを肯定しました。

他方、核燃料の撤去請求に関して、使用済み核燃料の危険性については、被告の説明が不十分であることを指摘しつつ、設置許可基準規則上、基準地震動及び基準津波に対する安全性を有することが求められていることから、人格権侵害のおそれがあることが推定されるとして、使用済み核燃料の危険性を認めました。

もっとも、原告において撤去先を限定せずに核燃料の撤去を求めているところ、それによって直ちに原告らの人格権侵害のおそれが除去されるわけではなく、かえって撤去先の周辺住民に人格権侵害のおそれが生じる可能性すらあるとして、撤去請求は認めませんでした。

人格権侵害のおそれがある場合に個別の防止策が必要になるとしても、原子炉の廃止まで必要であるとする具体的な事情は見出し難いとして、廃炉請求については、これも認めませんでした。

今後の予定等

今後は、請求が認められなかった部分について控訴をする方向で準備しています。また、被告からも控訴がされる見込みですので、その対応についても随時検討していくことになります。

今回の判決で踏み出した一歩をさらなる大きな一歩に結びつけられるよう、これからも力を尽くしていきます。ともに廃炉への意志を表明していきましょう。

（文責）佐々木 泰平

泊原発運転差し止め判決を受けて

弁護団長　市川　守弘

皆さん　提訴から約10年が経過して、札幌地方裁判所の判決が出ました。原子炉の運転を差し止めるという画期的判決でした。あらためて原告の皆さん、賛同人の皆さんのこれまでのご努力、ご支援に感謝いたします。そして素直に「勝った！」と一緒に喜びたいと思います。

全国で4例目の勝訴判決はどういう判決だったのか、についてここで考えてみたいと思います。

◆今までの勝訴判決との違いは？◆

はじめに、今までの勝訴判決との違いを考えてみたいと思います。今までの判決は規制委の新規制基準への適合性が認められた原発についてでした。その場合の裁判所の判断は、規制委の判断が正しかったのか、という点に重点が置かれていました。そして、火山について火山ガイドに従った判断がなされていない（伊方原発（広島高裁）、とか地震動の評価について「ばらつき」を考慮すると新規制基準は定めているのに地震動の「ばらつき」を考慮していない（大飯原発（大阪地裁））など、もっぱら規制委の判断について検討していました。

しかし、泊原発では未だに規制委の新規制基準の適合性が認められていませんから、札幌地裁での判決では従来の裁判所のような判断をしていないのです。

では、どういう判断をしたのでしょうか。それは専門的になりますが主張立証責任の問題として判断したのです。

原発訴訟では、まず電力会社側が、原発が安全だということを明らかにしなければなりません。なぜなら、電力会社は原発についてのあらゆる資料を持ち、専門的な分析も行っているからです。そして、電力会社側が原発の安全性を立証できた時点で、住民側が危険性について明らかにする必要があるとされています（過去の判例の積み重ねでこのように認められました）。

札幌地裁は、北電側にここ数年間にわたって、いつまでに、どのような主張をし、原発の安全性について立証するのですか、と問い続けましたが、北電側は、常に「規制委の判断が出てから行います。いつ頃規制委の判断が出るかは分かりません」と無責任な態度を続けました。

◆結審に向けて◆

私たちは、ここ5年近く、北電は安全性について何も言えないのだから早く結審（裁判の終了）して判決を！と訴え続けました。

そして、弁護団は昨年6月頃から一気に判決に向けて裁判所の「詰めの質問」に回答しつつ、結審に向けて動きました。今年1月18日の裁判では、裁判所が北電が2月末までに敷地内断層についての主張をする、としていたのを蹴り、結審して5月に判決を言い渡すとしたのです。報道では敷地内断層の問題については規制委の「概ねの了承」が得られたように言われていたので、北電が主張をすると言い出したのだと思います。しかし、これは北電が原発の安全性について一つの点について主張するとしたものでしかなく、仮に敷地内断層の問題が解決してもほかにたくさんの安全性について論じなければならない点があるのです。ですから裁判所は、たった一つの点について主張を待つ必要はない、と判断したものでした。

◆判決へ◆

判決では、「これだけの期間を要してなお被告が主張及び立証を終えることができないことは、泊発電所が抱える安全面ないしその審査における問題の多さや大きさをうかがわせるもの」と指摘し、「審理をなお継続することは相当でないと思料」したとしています。つまり、原発の安全性について明らかにされていないので判決する、としました。

また判決では、原子炉を運転するためには、①敷地内地盤の安全性、②地震に対する安全性、③津波に対する安全性、④火山事象に対する安全性、⑤防災計画の適否、のいずれもその要請を満たさなければならず、どれか一つでも安全性に欠ければ人格権を侵害する違法なものとして、原発を運転することはできないとしました。そして、泊原発では③について検討し安全性に欠けるのだから、その他については検討するまでもない、としたのです。①から⑤については、私たちは主張し尽くし、立証も行いましたが、北電は①から④については規制委の審査を待つとし、⑤については自治体の問題として一切応答をしてきませんでした。

津波に関しては、北電自身が防潮堤を壊し始めたように、津波に対応できる施設であることを否定せざるを得なかったもので、判決でも取り上げやすかったのだろうと思われます。

◆判決の意義◆

判決は、志賀原発や浜岡原発のように規制委の判断を待つのか、裁判所が規制委とは関係なく自ら判断するのかという問題について、規制委の判断を待たずに判断するという立場に立ちました。これは全国の原発訴訟に大きな影響を与えるものです。三権分立からすれば行政の判断に左右されることなく裁判所が判断するというのは当然のことなのですが、全国では、規制委の判断待ち（「塩漬け訴訟」と言っています）の裁判所が多いのです。泊判決は憲法の原則にのっとった正しい判断をしたものでした。

もう一つの判決の意義は、上に述べた①から⑤のすべての安全性を満たさなければ原発は運転できない、とした点です。⑤の点は水戸地裁が東海第2原発の運転を差し止める理由としました。避難計画は多くの市民が指摘するように安全に避難できる計画ではないのです。この点では北海道に対しても追及していく必要があるでしょう。

◆今後の課題◆

控訴審での課題は、なんといっても、30キロ圏内の原告に限定して運転差し止めを認めた点で、30キロ圏外の原告にも被害が及ぶことをどう立証していくのかが大きな課題として残りました。福島第一原発事故の際の「最悪のシナリオ」では、使用済み核燃料の冷却ができずにメルトダウンした場合を仮定して250キロ圏内の被害を導き出しました。すでに10年以上冷却している使用済み核燃料のメルトダウンの可能性を科学的に裏付ける必要があります。今後、どうやって30キロ圏外の原告に対する被害を論証していくかが大きな課題なのです。

皆さんのさらなるご支援をお願いします。

寄稿

司法はその存在を示すことが出来た

弁護士 田中 宏

北電は主張・立証に失敗

この裁判は、既に提訴以来10年を経過している。判決は、提訴後10年を経ても北電は、津波防護施設である防潮堤などについて、裁判所において有効な主張をしていないと断じた。

3・11の東日本大震災後策定された設置基準では、設置者において地震防護施設、津波防護施設を用意しなければならないと定められた。地震に伴う津波が来ても、防護される仕組みを作らなければならないのである。津波防護施設の最も有効な手だては、防潮堤である。被告は、この主張・立証に失敗したのである。被告は、高さ10メートルの防潮堤が津波から原子炉建屋を防護すると主張していた。

しかし、その防潮堤は、砂礫の上にあるため、地震で盛土が液状化し、役に立たないことが分った。

そのため、被告は、現在の防潮堤をすべて撤去し、新たに地下20メートルの安山岩に直接固定する方式を採用する予定であるらしい。

しかし、その詳細設計は、不明である。何故なら、原子力規制委員会でのOKが出ていないからである。従って、被告は裁判所では、津波防護施設について何ら有効な主張ができていない。被告は、いずれ主張すると先送りを繰り返していた。

北電の主張を認めるだろう

この対応は、被告が裁判所をなめているとしか言いようがない。

つまり、裁判所は、どんなに時間がかかっても北電の主張は認めてくれるだろうと高を括っていたのである。北電にとっては、原子力規制委員会での承認が全てであり、裁判所は付け足しの追認機関であった。これ程露骨に裁判所の役割を否定していたのである。

5・31判決によって、札幌地裁は、司法の存在を示すことができた。全国各地の原発裁判で原子力規制委員会の判断待ちという「塩漬けの裁判」がいくつもあるという。その塩漬け裁判の裁判官には、自負心がないのだろうか。何に怯えているのだろうか。

当時は胸を張っていた

最初、被告の基準津波は9・8メートルであり、原子炉建屋などの主要施設は、海抜10メートルの敷地に位置しているので、格別津波防護対策を講ずる必要はないと主張していた（答弁書）。ところがその後、基準津波は7・3メートルまで下がった（準備書面(6)）。したがって、増々対応することはないと主張していた。9・8メートルが7・3メートルになった理由は、泊原発の手前にいくつかの岩礁があるが、それが津波を減殺してくれるというのである。

これは、学術的に承認されたものではない。そして次に被告は、基準津波は12・63メートルであるとした（準備書面(14)）。その時には、高さ10メートルの防潮堤が完成していたので、基準津波に対応できると胸を張っていた。

新しい防潮堤

原告は、準備書面(24)、(25)において、盛土の上の防潮堤は、地震による地盤の液状化により沈下し津波防護の役に立たないことを主張した。そうすると被告は、盛土が液状化しないと主張した（被告準備書面18）。ところが、その一方で、被告は原子力規制委員会で、現在ある10メートルの防潮堤を全て撤去して、地下20メートルの安山岩に岩着構造の新たな防潮堤の建設を予定しているとプレゼンしていた。

これまでの主張は何だったのか。こうした経過の中で、北電は、新たな防潮堤の建設をする主張を用意していたようである。しかし、それは、裁判所に提出されていないし、原子力規制委員会にも出されたものではない。一体いつになったら北電の主張は完成するのか。このように津波防護施設は、提訴以来10年経っても建設計画が確定していないし、工事にも入っていない。

北電の自業自得

原子力規制委員会の更田委員長は、先日記者会見で、北電は人材不足で専門家の職員を用意するべきであると指摘した（北海道新聞R4・4・12）。北電は、再稼働にいち早く手を挙げたが、行き当たりばったりの対応に終始していた。

被告は、裁判所では防潮堤の液状化による地盤沈下を認めていない。ところが現在、既存の10メートルの防潮堤の撤去作業が進んでいる。液状化しないのなら何故撤去作業を行う必要があるのか。

このように、北電は、自らの津波防護対策について十分な立証ができないままで推移していたといえる。これでは裁判所も怒るであろう。裁判所をなめるなという裁判長の声が聞こえる。

北電は、「再稼働は必要不可欠である」と記者会見で述べていた（R4・4・4）。再稼働ありきで前のめりに突っ走っていた。それならどうして、津波防護策についてもっと力を入れないのか。砂礫の上に盛土をしたらどうなるかぐらい検討していなかったのだろうか。何億円かかったか知らないが、完全なチョンボである。

問題は山積み

加えて、敷地内のF-1断層問題、積丹沖海底活断層の問題、火山の問題など、十分な対応ができないまま推移している。このような会社に原発の運転を任せてよいのか。北電の電源構成の割合を考えると、原発に依存せざるを得ない体質になっている。

しかしここはもう一度、電源構成そのものをリシャッフルして、原発なしでの電源構成を考えるべきである。

準備書面	
被告答弁書	基準津波は9.8m
被告準備書面6	基準津波は7.3mまで下がった
被告準備書面14	基準津波は12.63mである
原告準備書面24・25	地震による地盤の液状化により沈下すると主張
被告準備書面18	盛土は液状化しないと主張

寄稿

Vol.2

福島原発事故、未来への負の遺産について考える

これは今年1月27日Shut泊、脱原発カフェでの話題提供に少し手を加えたものである。

Shut泊スタッフ 福尾 健司

小樽生まれ。北大在学中にインド・東南アジア貧乏旅行を経験。日本を相対的にみる。衛生(環境社会)工学科卒。札幌市関係の法人に勤務。趣味はアウトドアとノンフィクション。

【第2の視点】福島原発事故、あれから11年…何が進んだか？

●2018年の時点での福島原発事故費用は23・5兆円。(原発経済に詳しい大島賢一教授の'18年4月7日の北大講演データ。さらに核ゴミ等の処分費がこれに加算される)【表3】

●そして今も4000人の作業員が現場で働いている。

●東電刑事裁判にみられるように、いまだ責任の所在はあいまいなままだ。

●使用済み核燃料の取り出しは'21年に終了予定が、いまだに1号・2号炉分が残っている。

●デブリは推計880tで'21年の取り出し予定を延期。やっと0・0027gを採取したのみ。

①国と東電の廃炉の方針：2051年までに終了を目指す「中長期ロードマップ」に変更なし。

デブリを取り出し原子炉を解体するのが廃炉。同時に住民の帰還も進めるというが、最終形は未定である。

②地元の双葉・大熊両町長は、まずは更地にもどして県外で処分することを求めている。

上記①②の立場は、早期にデブリを取り出すことを想定している。しかしスリーマイル事故炉の現実を見ると、デブリ130tをなんとか取り出したものの、遠くアイダホ州で仮置きとなった。

表3

現時点での福島原発事故費用 (兆円)		
損害賠償費用	賠償費用	7.9
	賠償対応費用	0.1
現状回復費用	除染費用等	4.2
	中間貯蔵施設	1.6
	除染廃棄物の最終処分	?
	帰還困難区域の除染	?
事故収拾廃止費用	「廃炉・汚染水対策」	8.0
	燃料デブリの処分	?
	国の対策	0.2
行政による事故対応費用(除染を除く)		1.5
合　計		23.5

残った原子炉は地元住民たちとの協議を経て、43年たっても監視貯蔵が継続されている。結局、高レベル放射能汚染地と経費が増大しただけで、何のためにデブリを取り出したのか、厳しく問われなければならない。

③日本原子力学会の廃炉の検討内容(前号の視点1で触れた中間報告)：国・東電の方針は現実的に困難として、最終形を定めデブリを撤去後に100～300年かけて撤去する。廃炉のやり方として、全て撤去か地上部だけか、すぐ撤去か放射能のレベルが収まってからか、の組み合わせで4通りを示し、その廃棄物量も予測した。【図4】

④原子力市民委員会の提言内容：2021年4月5日発行特別レポート8「燃料デブリ、長期遮蔽管理の提言」～実現性のない取り出し方針からの転換～(ネットでダウンロード可)

●膨大な費用が必要とされるデブリ取り出しが非現実的であることを証明している。

●空冷化システムの概念と成立性を科学的に検討し、長期遮蔽管理のための対策として100年から200年の外構シールドと止水機能を提言。【図5・図6】

●近未来に対して不可逆的な措置(地層処分)をとるべきではなく、将来世代の人々の考え方を尊重する立場をとる。

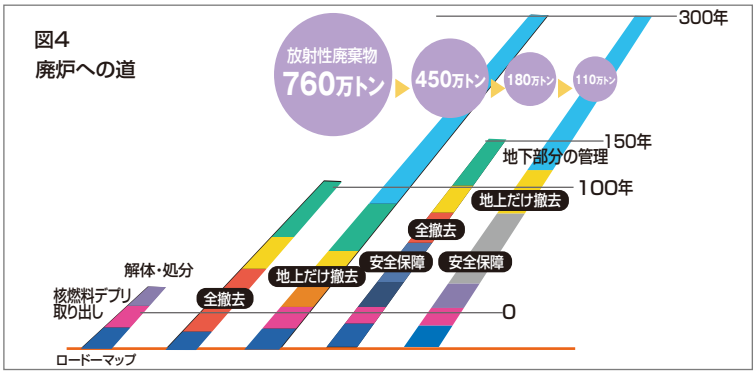

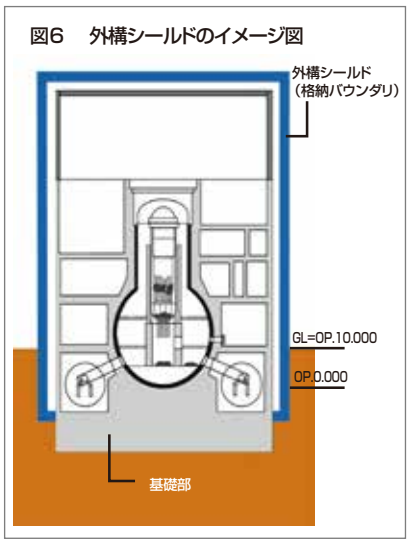

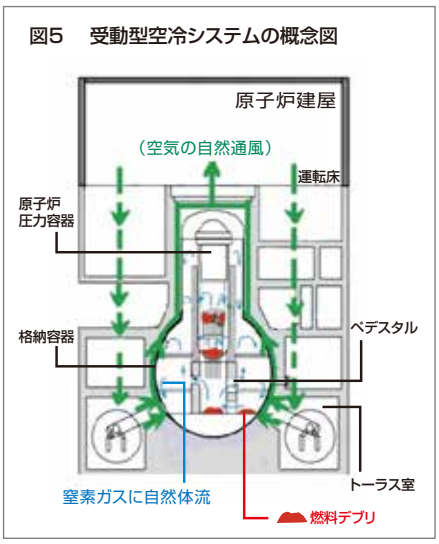

【第3の視点】そもそも原発産業とは何か？負の遺産を抱えた日本のあるべき姿とは？

①普通の産業と原発産業の比較

●普通の産業は使用した土地や施設・人材を再活用、工夫もして、さらに社会を豊かにできる。

●一方、原発産業は立地した土地や施設・資材を永久に使い捨てにし、やり直しができない。厄介な放射性廃棄物が発生するため、持続可能な社会とは真逆の性質を運命づけられている。

たった40年間の発電と引き換えに2500倍の期間(10万年)、核廃棄物を環境から隔離する厳しい保管を、何の責任

もない子孫に強要する。**（世代を超えた責任転嫁）**

原発事故を起こした米国や口シアと違い、日本は国土が狭くて地下水の豊富な土地、しかも地震大国のため、この保管施設の維持管理と更新の頻度は高いと予測される。

２００年に1度、管理施設を更新するとしても５００回作り変える必要性を否定できない。

私の結論 再生可能エネルギーも石炭発電も含め、多くの発電産業は工夫の余地はあるが普通の産業に属する。**[グラフ2]**（先行投資で資源・労力を使い「－」発電で社会に貢献し「＋」、耐用年数後の再投資で「－」、発電「＋」の様をグラフの赤線で示した。）

一方、原発産業は全く異質だ。ＬＣＡ（ライフ・サイクル・アセスメント）の視点からみると、発電期間以外は建設・核廃棄物管理・施設の更新のため、あらゆる資源と労力を一方的に浪費し続ける。しかも10万年間！

従って**原発は、得るものより失うものが巨大過ぎるマイナス産業**であり、**資源のブラックホール**だと私は思う。**[グラフ3]**

私が何よりも優先して原発に反対するのはこのため。ましてや、発電期間だけを見て「原発は二酸化炭素を排出しない、環境に良い」の主張は論外。

②負の遺産を抱えた日本のあるべき姿とは？ 最低限言えることは…

●まず、国内すべての核施設の安全確保と即時停止。核廃棄物の無責任な地層処分をしない。同時に、環境への放射性物質飛散と労働者被ばくのリスクを減らし、国民負担としての費用を最小限にすることが最優先事項である。

●今まで内部被ばく問題が重視されてこなかったが、今後、原発産業の衰退過程で放射線防護基準は厳しくなることが予想される。施設で働く労働者や周辺住民の権利を高め健康を守る。

●原発に反対や疑問をもつ専門家や住民運動などを無視した結果が引き起こした事故であり、教訓化して政治に生かす。

●将来は特別な記憶継承物として全国民が原発問題を共有し、資料博物館を作り、義務教育に取り入れることで、全国民で核ゴミ10万年保管のモチベーションを持続する仕組みを作る。

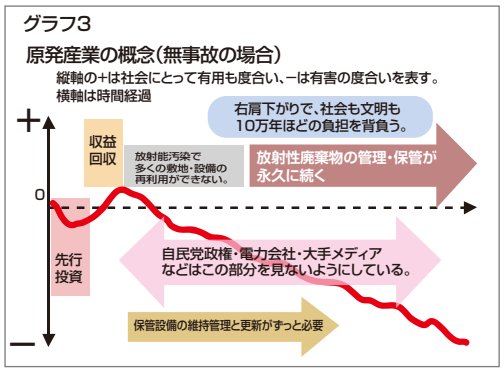

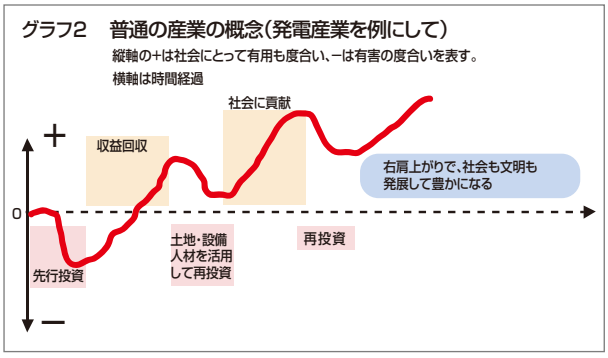

私の希望 １９４５年の敗戦から高度成長ピークまでたったの45年で復興した日本は、３．11で巨大な負の遺産、資源のブラックホールをかかえました。皆さんの３．11の経験を周りの人と語り合ってください。とくに、環境問題や将来を担う若い世代の人々と。そして、原発事故がどのように起きて、何が残ってしまったのかも。語り継ぐこと、そして、それが政治に生かされることが大切だと思っています。

北海道連絡会が道に署名提出

５月19日「北海道連絡会」は、泊原発の再稼働を認めないよう鈴木直道知事に求める2万2836筆の署名を道に提出した。市川守弘代表が担当者に署名を手渡し「事故が起きれば大地は汚染され、全ての産業も破滅的な打撃を受ける」と訴えた。

道の担当者は「知事に署名について報告する」と述べたが、参加者からこの会見が事前に知事に知らされているかの質問について道の担当者は、担当部署で対応しており、事前に知事には知らせていないと答えたことから質問が相次いだ。

対応した経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課と総務部危機対策局原子力安全対策課が後日質問に回答することになり、6月6日その回答があった。

3年ぶり5・5デモ行進

泊原発全３基が停止してから１０年となった５月５日、北海道連絡会は「泊原発を再稼働させるな！核ゴミを北海道に持ち込ませるな！北海道大行進」の集会とデモ行進を行った。毎年こどもの日に行われるこの集会は、コロナの流行で中止して３年ぶりの開催となった。約１５０人が参加して原発反対を訴えた。

デモ行進では「再稼働させない」「核のゴミを北海道に持ち込ませない」などのコールに合わせ、大通公園からＪＲ札幌駅付近まで歩いた。

私たちは北海道の自然と産業、子どもたちの未来を守るために、原発の再稼働に反対し、危険な核ゴミを北海道に持ち込ませない、原子力に依存しない社会をめざします。

判決後の記者会見

原告団長の斉藤武一さん

記者会見で後志管内岩内町に住む原告団長の斉藤武一さんは「苦労も多い10年だったが、裁判長は国のエネルギー政策に忖度せず、私たちの声を受け止めてくれた」と語った。

代理人の市川守弘弁護団長は「主張、立証が全く足りていない北電に対して、裁判所としてはある意味当然の判決であり、原発に危険を覚えてきた住民らの意をくんだ素直な判決だった」と述べ、「司法は行政の審査とは独立して判断を下すべきで、行政の判断を待たずに判決に踏み切った今回の裁判は、審査を待つ全国の原発訴訟に少なからず影響を与えるだろう」、また「泊原発はいまだに新規制基準をクリアできておらず、北電に原発を稼働させる能力がないことは明らか。最低限の基準をクリアできない原発は、規制委に代わって裁判所が判断すべきだ」と訴えた。

市川弁護団長は「控訴審では北電が津波対策の不備を指摘された防潮堤に関する主張を補完してくることが予想され、活断層の有無や火山（噴火時）の影響など他の争点についても具体的な主張、立証ができていないことから、高裁でも同様の判断の枠組みを維持し、北電に厳しい姿勢で臨むべきだ」と訴えた。

全国からマスコミが集まり、関心の高さを表している

弁護団と多くの原告が記者会見に参加

裁判報告会

次期弁護団長を務める難波徹基弁護士が挨拶

6月25日札幌市内「かでる2・7」において先の判決についての弁護団から報告がなされた。5月31日判決後の記者会見兼報告会では判決の評価について説明する時間がなかったため、あらためて原告・賛同人に向けて行われたものである。

市川弁護団長から「この裁判は何だったのか。評価と課題」として、まず泊原発の安全性について①津波②地震動③敷地内活断層④沖合の活断層⑤避難計画の適否の5つが確保されなければ原発を動かしてはいけない。安全性は電力会社が主張・立証しなければならず、適合性審査が通っていないなら安全ではないと裁判所は評価した。通常の判決文は200～300頁ほどあるが、泊裁判は全文33頁の簡潔な判決だったと語った。

最後に、提訴以来弁護団長を務めてきたが、2審からは若手に任せ弁護団長を退任すると報告した。

次に菅澤弁護団事務局長から「控訴の方針」について説明があった。「勝訴した30kmの44人は控訴せず、被控訴人として裁判を続けるが、30km圏外の控訴人の裁判との分離を求め、前者については早期結審を求める方針。30km圏外の控訴人の裁判では、従前どおり差止、燃料の撤去、廃炉を求めていく。裁判で廃炉を勝ち取るのは厳しいが、裁判での差止判決は、廃炉に向けた運動にも大きな影響力があり、廃炉に繋がっていくだろう。」会場からは熱心な質問や意見があり、弁護団を中心にした法廷での戦いと、会員の様々な活動の結合で控訴審を戦おうという参加者の発言で報告会は締めくくられた。

最後に次期弁護団長となる難波徹基弁護士が勝訴をめざして、一緒に頑張っていきましょうと挨拶された。

青木美希講演会 ―北海道が地図から消された日―

青木美希さん

去る3月12日(土)に北海道自治労会館にて、朝日新聞の青木美希さんの講演会があった。

第1部では福島から自主避難している宍戸隆子さん、後志・原発とエネルギーを考える会から藤井俊宏さんと佐藤英行さん、寿都町から越前谷由樹さんの特別報告があった。

特別報告されたみなさん

第2部講演会の冒頭で「核ゴミ問題を考える北海道会議」の呼びかけ人で、元朝日新聞編集局長外岡秀俊さんと青木さんの交流が紹介された。「結論ありき」の「核のごみ」誘致による賛成派対反対派の分断を超え、道民全体の問題として、理解を深めるための話し合いの場の必要性を訴えていた。その外岡さんの昨年末の急逝は、非常に残念であったと語られた。

朝日の原発事故検証記事「プロメテウスの罠」連載に携わった青木さんがこの間取り組んできたのは、避難された人々の現状ルポだ。東京都の調査で避難世帯3割が月収10万未満であるのに、2017年3月に2万人対象の住宅提供が打ち切られ、2019年12月には医療費打ち切りが方針とされた。家族の自死や病気など様々な困窮に直面し、精神的に追い詰められていく避難者の実状が報告された。(詳しくは著書『いないことにされる私たち』参照)

なかったことにされるのは避難者だけではない。心ある記者も現在の放射線量や危険性を訴える内容を記事にしづらく、「原発事故が起きた街」そのものがなかったかのように扱われ始めている。「原子力明るい未来のエネルギー」の立て看撤去がその象徴だろう。

講演会場は熱気にあふれた

ロシアのウクライナ侵攻後、軍事的安全保障を訴える与党議員は多い。しかし、仮に他国と軍事的衝突になれば、真っ先に狙われるのは原発施設ではないのか。青木さんもそのことを指摘する。平時のみならず、緊急時も原発は危険な存在であることを再認識した。

新聞など既存のメディアも、昨今SNSでの市民の発信を取り上げ記事にしている。世田谷区長保阪さんとの対談から「沈黙することは現状を追認すること。」という視点を基に、個々人がツイッターなどのSNSを利用し、是非発信してほしいとのこと。その話を聞き、若い人たちにも届きやすいYouTubeでの動画発信も更に効果的な方法ではないかと思った。

ネットでは真偽不明な情報が飛び交い、鵜呑みにする傾向が昨今大変目立つ。であるからこそ、直接取材を基に実状を伝える青木さんのようなジャーナリストを支える市民の役割もまた、大切な行動だろう。講演会に参加し、そういう思いを新たにした。

文責:事務局　田中和子

地域連絡会報告

十勝連絡会

昨年に引き続き、今年も十勝管内すべての市町村で脱原発を訴えスタンディングをする計画を立てました。しかし、3月下旬の第1回目の芽室町アクションは残念ながら大雪でやむなく中止。

その後、4月は足寄町17名、清水町25名、大樹町15名の参加、5月は陸別町9名、本別町14名という参加で順調にアクションを積み重ねてきました。清水町では地元の方が多数参加され、6名の方があらたに廃炉の会に入会してくださいました。人口約2500人の陸別町は十勝最北の地で参加者は少なかったのですが、手を振り返してくれる車が多く、とくに材木を満載したトラックの運転手が何人もリアクションしてくれたのには驚きました。道民の過半数が、泊原発の再稼働に反対という世論を実感することができます。

6月には広尾町、7月には豊頃町、中札内村と、月1回から2回程度のペースで12月までアクションを続けていきます。十勝連絡会のホームページを検索していただければ、日程や場所が確認できます。お近くにお住まいの方がいらしたら、ぜひ一緒にスタンディングに参加してください。13時30分から14時までの30分の行動です。お待ちしています。

文責:事務局　菅原哲也

撮影:菅原哲也(本別町アクションにて)

記憶を消さないために 映像の覚醒力

「映像資料に学ぶ原子力とキノコ雲」は2021年の11月にスタートしました。翌年の1月から毎月1本のペースで無料上映し、鑑賞後に感想や意見を語り合う活動を続けています。毎回10名程度の参加ですが、作品を媒介にして様々な意見や感想を語り合うことで世界が広がるのだと感じています。今まで上映した作品は、ゴジラ(1954)、10万年後の安全(2009)、みえない雲(2006)、福島原発裁判・原告たちの記録(2018)、ひろしま(1953)、映像の世紀～恐怖の中の平和～(1995)、東京原発(2004)です。

核・原子力に係る映画作品は、広島、長崎への原爆投下が契機ですが、こと原子力発電や原子力発電所に関する作品はチェルノブイリ事故まで待つことになります。作品数も少ないですが、原子力マフィアを恐れず果敢に原発の闇に挑戦する作品も決して少なくありません。そうした作品は、忘れる事が得意な私たちにいつでもチェルノブイリやフクシマの記憶を呼び起こしてくれます。

今後の予定は、日本と原発、博士の異常な愛情、10万年後の安全、風が吹くとき、シルクウッド、東電の社員だった私たちです。

次回上映は「博士の異常な愛情」。
8月14日(日) 14時 エルプラザ

(お問い合わせ)
090-8370-4610
hirotani@ceres.ocn.ne.jp
(ヒロタニ)

控訴審事前準備～事務局奮闘～

控訴の手続きは5月31日の判決から2週間以内で行わなければならないため、結審した2022年1月18日以降、事務局は原告の住所確認を開始。事前に、控訴の意思確認をする案内状送付と控訴の場合の委任状を受け取る作業を続けてきました。

2011年11月11日泊原発の廃炉を求めて、第一次原告612人と弁護団68人で札幌地裁に提訴し、その後第二次原告621人が追加され、1,233人の一大集団訴訟となりました。

提訴から10年が過ぎ、原告も年齢を重ねるなど控訴の意思確認は大変な作業でした。判決前に控訴の確認をすることもあり、なかなか返信が来ないなど苦労もたくさんありましたが、判決結果が大きくマスコミ等で取り上げられたこともあり、締め切り(5月30日)を過ぎてから駆け込みで控訴の意志を表明する方が増えました。

結局、裁判で勝訴した44名(泊から30km圏内)を除き、570名が控訴審に手を挙げ、6月14日、札幌高裁に控訴しました。弁護団も大勢が名を連ね、私たちをサポートしてくれます。

今回の判決で勝利した44名の原発差し止めの最終確定と570名の控訴審での勝利判決に向け、原告団・弁護団と共に事務局としての活動に邁進したいと思います。

活動報告会のお知らせ

日 時 **2022年8月20日(土)**
13:30～15:30(開場13:15)

場 所 **「かでる2.7」 1060会議室**
札幌市中央区北2条西7丁目

活動報告会
2021年度活動報告、会計決算報告、監査報告
2022年度活動方針、会計予算、役員体制
意見交換会

たくさんのご参加をお願いいたします。

出前講座始めます

5月31日の判決を受け、会員の皆さんから判決についての話をしてほしいと依頼が来ています。**弁護団長を退任し、廃炉の会に専念することを明言している、市川守弘弁護士が出前講座を始めます。**

まず、事務局に講座の依頼(日時・場所)を申し込んでください。事務局で市川弁護士のスケジュールを調整し、ご連絡いたします。

廃炉の会のHPから申し込んでください。
https://@tomari816.com

チャリティ散歩

次回は **8月19日(金)**
毎月第3金曜日 午後2時
北大クラーク会館前集合(予定)
問い合わせ先:090-6443-3195(加藤)

第1回 HAIRO クロスワードパズル 答え

A B C D
カ ク ゴ ミ(核ゴミ)

監修:村本 深雪　作成:加藤 浩道
お問合せ先 090-6443-3195 (加藤)

第2回目 comming soon

2022年7月11日 発行／泊原発の廃炉をめざす会(ハイロの会)
タイトルイラスト：堀川　真　　編集：加藤 浩道 ・久米田 佐和子・田中 和子・廣谷 淳一・間谷 真澄　　撮影：及川 文